

国住指第4589号
平成31年3月28日

株式会社川金ホールディングス
代表取締役社長 鈴木 信吉 殿
株式会社川金コアテック
代表取締役社長 鈴木 信吉 殿
光陽精機株式会社
代表取締役社長 鈴木 信吉 殿

国土交通省住宅局長
石田 優

免震・制振用オイルダンパーの試験値書換えに係る今後の対応について

国土交通省が設置した「免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会」において平成31年3月27日に取りまとめられた提言を踏まえ、「光陽精機（株）が製造し（株）川金コアテックが出荷する免震・制振用ダンパーの試験値書換えへの対応について」（平成30年10月23日付国住指第2391号）及び「新たに判明した事実への対応等について」（平成30年12月26日付国住指第3202号）に加え、以下の対応を求める。

記

1. 出荷時検査への全数立会いの継続実施及び再発防止策の確実な実施

貴社における再発防止策が適切かつ継続的に実施されていることが確認されるまでの間、性能確認試験への第三者による全数立会いを継続するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第15条の2に基づき、再発防止策の実施状況について、進捗のつど、国土交通省に報告を行うこと。また、対外的な公表を継続すること。

2. 交換等の迅速な実施

当面の出荷にあたっては、不適合品の交換等を最優先とし、国土交通省が既に行った指示を踏まえ、貴社において責任を持ち、最後の1棟、1本まで速やかに遂行するという姿勢に基づき、所有者等との調整を加速させ、可及的速やかに実施すること。

また、不適合品の交換の目処が得られるまでの間、新規の受注及びこのための認定申請は見合わせるとともに、法第15条の2に基づき、不適合品の交換等の取組状況について、継続的に国土交通省に報告を行うこと。

さらに、交換等の進捗状況の対外的な公表を継続すること。